

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2022年4月21日

リニューアブル・ジャパン株式会社
株式会社みらい電力

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社みらい電力（以下「分割会社」といいます。）及びリニューアブル・ジャパン株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、令和4年2月24日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、令和4年4月9日を効力発生日として、分割会社が営む「小売電気事業」（以下「本事業」といいます。）に関して有する資産、債務その他の権利義務及び契約上の地位等を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施しましたので、会社法791条及び801条並びに会社法施行規則189条及び201条に規定する事項を記載し、本店に備え置きます。

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和4年4月9日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、令和4年3月1日付官報及び同日付で開始した電子公告において、分割会社の債権者に対し、会社法第789条第2項及び第3項に定める公告を行いました。が、同条第1項第2号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は令和4年3月1日付官報及び同日付で開始した電子公告において、承継会社の債権者に対し、会社法第799条第2項及び第3項に定める公告を行いました。

同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和 4 年 4 月 9 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務、契約上の地位等を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は 591 百万円、負債の額は 591 百万円（いずれも概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも令和 4 年 4 月 9 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

令和 4 年 4 月 9 日

分割会社 名古屋市西区則武新町四丁目 3 番 12 号
株式会社みらい電力
代表取締役 中西 芳比朗

承継会社 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号
リニューアブル・ジャパン株式会社
代表取締役 眞邊 勝仁

以上